

■■受験対策ミニ講座 17号■■

みなさま、新年あけましておめでとうございます。どんなお正月を過ごされましたでしょうか？年末年始でリズムがくずれてしまったという方も、気を取り直して、再スタート！あと少しラストスパートをかけていきましょう。

今回の科目は「権利擁護と成年後見制度」。成年後見制度は「判断能力が不十分で法律行為における意思決定が不十分又は困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者」などについて、その判断力を補い保護・支援する制度として発足しました。

第17問<権利擁護と成年後見制度>—————

〔28回 82〕成年後見制度の市町村長申立てに関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 65歳未満の者を対象として、市町村長申立てをすることはできない。
- 2 後見のみを対象としており、保佐及び補助の開始を申し立てることはできない。
- 3 本人に四親等内の親族がいる場合、市町村長申立てをすることはできない。
- 4 市町村には、市町村長申立ての円滑な実施のために、後見等の業務を適正に行える人材を育成するのに必要な措置を講ずる努力義務がある。
- 5 市町村長申立てができない場合、都道府県知事が申立てをする。

■Plus Column

【子どもの権利条約と「意見表明権」】

公益財団法人日本知的障害者福祉協会では、子どもたちが今後の福祉について考える機会とすることを目的に、文部科学省・厚生労働省の後援を得て「全国小・中学生障がい福祉ふれあい作文コンクール」を実施しています。毎年、寄せられるたくさんの作品には、子どもたちの率直な意見が綴られており、感動と新たなエネルギーをもらう機会となっています。

近代以前の社会では、子どもは「小さな大人」でしかなく、「子どもという概念」は確立していなかったとされます。「子ども期には成長に見合った環境が必要」というのは近代的な教育理念であり、その意味で「子ども」は近代になって発見された」とも言われます。

産業革命から近代化を経て、世界の「子ども観」は大きく変わりました。国際連盟の「ジュネーヴ宣言」（1924年）は、第一次世界大戦で子どもたちを悲惨な目にあわせた反省から「児童は危機に際して真先に救済される」と謳いました。第二次大戦後、国際連合は「児童権利宣言」（1959年）を発表し、戦争の犠牲者である子どもたちの「名前や国籍を持つ権利」を提案しました。これらを土台として、1989年の国連総会で採択されたのが「子どもの権利条約」（政府訳：児童の権利に関する条約）です。条約の草案は、ナチスによって子どもたちと共にガス室に送られた教育者コルチャックが訴えた「子どもの人間としての尊厳」の精神を継承すべく、ポーランド代表が提出しました。12条では、子どもには「保護されるという受動的な権利」だけではなく、「権利の主体として意見を表明する能動的な権利がある」としています。

さて、先に紹介した当協会の作文コンクールの作品は本当に素晴らしく、子どもたちのみずみずしい感性に触れることができます。みなさんもぜひ、ご一読下さい。作文コンクールの審査結果と作品の発表は、当協会発行の月刊誌「さぽーと 5月号」および本協会ホームページ (<http://www.aigo.or.jp/sakubun/index.shtml>) に掲載されます。

〔28回 82〕の正解と解説—————

成年後見制度の市町村長申し立てに関して正しいのは4。

成年後見制度における「市町村長申し立て」については、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法を根拠としています。

65歳未満の者を対象として、市町村長申立てをすることはできない。

老人福祉法では65歳以上ですが、知的障害者福祉法、精神保健福祉法では年齢の規定がありません。

2×

後見のみを対象としており、保佐及び補助の開始を申し立てることはできない。

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神福祉法に規定されており、保佐・補助開始の申し立てをすることができます。

3×

本人に四親等内の親族がいる場合、市町村長申立てをすることはできない。

親族が高齢、疾病、障害等により審判開始の請求ができない場合には、市町村長による申し立てが行われます。

4○

市町村には、市町村長申立ての円滑な実施のために、後見等の業務を適正に行える人材を育成するのに必要な措置を講ずる努力義務がある。

5×

市町村長申立てができない場合、都道府県知事が申し立てをする。

都道府県知事は申し立てができません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発信者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会